

新たな組織的かつ不適正な問題③

～ 県土整備常任委員会（繰越手続き漏れ工事問題について）～

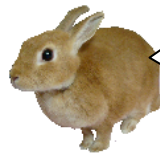
【繰越手続き漏れ工事】

工事名	場所	工期	遅延理由
砂防改良工事	富津市	H21.10.15 ～H22.03.30	降雨日が多く、河川内の水位が下がるまで、数日間現場作業が行えなかった。
地すべり対策工事	南房総市	H21.09.19 ～H22.03.25	降雨日が多く、地盤の緩みなどにより、現場作業が行えなかった。
海岸環境整備工事	南房総市	H22.03.06 ～H22.03.25	石材の搬入の遅延
県単砂防整備工事	南房総市	H21.11.06 ～H22.03.25	降雨日が多く、えん堤上流の水位が下がらず、作業に着手できなかった。
館山運動公園野球場	館山市	H22.01.14 ～H22.03.25	降雨日が多く、グラウンド本体工事が遅れていた。

*工期が年度内に終了しない場合は、「繰越手続き」が必要ですが、それを提出せずに工事を行った「南房総市の地すべり対策工事」については 86万6千円の国庫補助金返還の可能性があります。

繰越手続き漏れ工事の発生原因

- ① 例年に比べ降雨日、降雨量が多く、天候不順による遅れであったため、**工期が過ぎて**も**多少の遅れは許されるだろう**という、コンプライアンス意識の低さから繰越手続きを怠った。
- ② 事故繰越は**手続きが難しい**と思い込んでいたため、繰越手続きを執らず、工事を完成させることを優先させた。



どんな理由にしても、「多少の遅れは許されるだろう。」とか「手続きが難しいと思い込んだ。」などは、一般企業では決して許されない口実だと思います。コンプライアンス意識云々より、一社会人としての自覚が不足しているのではと思います。

川本さんは、「指揮命令系統が一致して不適正な対応すれば チェックリストを作っても同じ。」と指摘しました。

再発防止策

- ① 公共事業の執行管理に係る**チェックリスト**の作成
- ② 情報の共有化・IT化
- ③ 公共事業進行管理調整会議の活用（平成19年11月設置）
- ④ 検査担当者研修の充実
- ⑤ 工事監督担当者の研修の充実
- ⑥ 財務会計研修及び意識改革研修

【川本さんの指摘事項】

繰り越し手続きそのものが難しいということだったが、最近5年間、事故繰越の手続きをしたことがあったのか。

実際の件数は正確には把握しておりませんが、事故繰越の手続きをとったことはございます。
(河川整備課長)

手続き漏れの問題については、管理監督責任の面から地方自治法**234条の2**をどう位置づけているか。

監督、検査の基本でございますので、それに関しましては、当然、研修の中でそれを基本に検証するべきだと思います。
(技術管理課長)

234条の2とは、**契約の履行の確保**について、地方公共団体の職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。(抜粋)

86万6千円が県の負担になったが、それは県民にとっても新たな負担か損失ではないか。
職員が返還すべきではないか。

損害を与えたというふうに解釈をするのかどうかということについては、未だはっきりしておりません。
職員が返還するか否かにつきましては、今後、総務部と協議してまいります。

(県土整備政策課長)



地方自治法第243条の2、検査等に当たる職員は故意又は、重大な過失によりその義務を怠ったり、手抜き工事を見逃すなどによって、地方公共団体に損害を与えた時は、損害賠償責任を負うと書いてある。この意図をふまえてきちんと検討していただきたい。

243条2とは、次にあげる行為(第234条の2、第1項の監督又は検査)をする権限を有する職員は、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、これによって生じた損害を賠償しなければならない。(抜粋)



川本さんは、国庫補助金の返還を県の負担にすることは、地方自治法に照らし合わせ、県への損害であり、職員に賠償責任がある事を訴えました。

技術管理課の検査監は必要な書類が整っていないにもかかわらず、完成検査を出来高検査に切り替えてそれを技術管理課長、副課長、室員が追認したことが工事検査調書より明らかになっているが、この**重大な変更**について**県土整備部長に報告されなかった**ということが千葉県建設工事検査要綱第9条に反するのではないか。

この条項につきましては、工事目的物が完成しているものに対して(中略)今回のケースは、現場では未だ物が完成していない、未竣工工事ということになっているのでこの条項をそのまま規定を当てはめることはできないと考えております。(技術管理課長)

安房地域整備センターで、この問題の要因は何かと現場の職員を含め要因の検討会をなされたのか。
現場の報告書があれば是非1部提出をお願いしたい。

再発防止策につきましては、安房地域整備センターの職員の意見を交えながら、策定してものではございません。
協議したものであり、報告書というものはございません。(県土整備政策課長)



再発防止策として申し上げたいのは、**所長人事のあり方**です。今までそこにおられなかった方が定年前の数年腰掛のように行く、これはやはりおかしいですよ。現場を把握する、**現地の状況をきちんと周知**するなどしてこそ**総括監督**という責任ある立場に立てるわけです。そういう意味で所長人事のあり方を検討すべきであると私は思います。

国庫補助金を返還することがなければ、**86万6千円を県民のために使うことができます**。損害でなければ、どう解釈するのでしょうか。コンプライアンス意識(法令順守)は、社会人としての常識だと思います。
繰越手続き漏れは、昨年9月に千葉県の不正経理が明らかになり、さらに昨年12月18日知事が「**森田県政においては、こうした不正は、決して許さないし、決してやらせない**」と決意を表明したにもかかわらず起きた問題、**知事の責任も問いたい**です。
県民としては、**しっかりと反省もせず、言い逃ればかりしているように**思えます。これでは、再発防止策が机上の空論になりかねないと思います。

